## 他区の景観計画について

1 区内(8区)の景観計画の理念・目標等と景観形成基準の構成比較

自治体	板橋区景観計画	練馬区景観計画	江戸川区景観計画	品川区景観計画
策定年	平成 23 年8月	平成 23 年7月	平成 23 年 4 月	平成 22 年 12 月
区全体の 理念・目標 および 地域別の方針等	景観計画の目標	目標 歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま  基本的考え方 ① ねりまの「みどり」を活かした景観づくり ② 都市をイメージするための景観づくり ③ 心地よい暮らしとまちを彩る景観づくり ④ みんなで取り組む景観まちづくり ・みどりが映える景観づくり ・都市の骨格を際立たせる景観づくり ・心地よい住まいの景観づくり ・にぎわいを育む景観づくり ・身近な景観資源を活かした景観づくり ・協働、連携による景観まちづくり	日標 水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を 活かした景観まちづくり ~まちを元気にする計画~  基本方針 ①水に親しみ、緑を育もう ②これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ③住み良く心地良いまちなみを育てよう ④生き生きとしたまちの表情をつくろう ⑤区民の想いを活かし協力して進めよう  大景観区(地域別のテーマ・方針) *区内を6つの地域に分け、江戸川らしさを活かした景観まちづくりのテーマ・方針を示す。 小松川・平井地域 中央地域 葛西地域 小岩地域 鹿骨地域 東部地域	基本理念 おんなで 伝え 創り 育てる 品川の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝え さらに東京の表玄関となる都市の景観を創りだし 区民が愛着を感じるふるさとしながわを育てる 景観まちづくり基本方針 ①歴史あるまちの景観の再生と活用 ②安らぎを感じる水辺・緑環境の保全と整備 ③生活に密着した住宅景観の保全と誘導 ④活力に満ちた賑わいや調和のとれた景観の創出 ⑤新しいまちの景観の整備と誘導
景観形成基準	-般地域 *区全域のうち景観形成重点地区を除く地域を示し、景観形成の基本方針に基づき、区全体の景観のボトムアップを図ることを目的とし、特に周辺の景観に影響を及ぼしやすい一定規模以上の建築物や工作物等を対象にした景観形成基準に基づく規制・誘導  景観形成重点地区 *地区特性を生かした良好な景観の形成を図るため、地区独自の景観形成の方針を設定。これらの方針を踏まえ、景観形成重点地区にふさわしい届け出対象行為を定め、地区独自の景観形成基準に基づく規制・誘導 ①板橋崖線軸地区 ②石神井川軸地区	区域別景観まちづくり *景観構造や市街地の特性に応じて区域区分し、区域ごとの景観まちづくり方針、及び建築物の建築や開発等届け出対象行為に係る基準を設定。 ①石神井川景観軸②白子川景観軸③田柄川緑道景観軸 ④幹線道路の景観軸 ⑤ゆとりある住まい景観ゾーン ⑥街なか住まい景観ゾーン ⑦にぎわい景観ゾーン 地区固有の景観まちづくり *区のシンボルとなる地区や、地域住民の発意、まちづくりの動向にあわせて景観まちづくりに取組む地区を「景観まちづくりを進める。 ①練馬駅南地区(約6.1ha) ②石神井公園周辺地区(約81.8ha)	-般地域 *景観軸・景観拠点を除いた地域を一般地域とし、 景観上周囲に対する影響が大きい一定規模以上 の建築物等に対して基準を設定  景観軸・景観拠点 *区の顔となる景観上重要な地域を景観軸・景観拠点に指定し、基準を定め、重点的に景観形成を進める。 ・臨海景観拠点(1 拠点)・大河川景観軸(4 軸)・親水河川景観軸(2 軸)・親水公園景観軸・親水緑道景観軸(22 軸)・道の景観軸(11 軸)・駅の景観拠点(9 拠点)・公園の景観拠点(5 拠点)・農の景観拠点(1 拠点)・農の景観拠点(1 拠点)	

自治体	杉並区景観計画	目黒区景観計画	墨田区景観計画	港区景観計画
策定年	平成 22 年 4 月	平成22年3月	平成 21 年 10 月	平成 21 年 8 月
区全体の理念・目標および地域別の方針等	将来像 みどり豊かな美しい住宅都市、「杉並百年の景」  基本理念 ①ゆとりと一体感のあるみどり豊かなまちなみを 継承します	<ul><li>基本目標     愛着が生まれる細やかな景観づくり</li><li>具体的な目標     ①優れた景観資源の活用     ②目黒区の地域特性を活かした街並み形成</li></ul>	<b>景観まちづくり像(テーマ)</b> 水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる "すみだ風景づくり" <b>景観まちづくりの基本目標</b> ①歴史と自然を活かした下町らしい個性豊かな景観まちづくり	景観形成の基本方針 ①水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観形成を進める ②歴史や文化を伝える景観を守り・生かす ③誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る
	②潤いと憩いの場を提供する水辺空間を創出します ③鉄道沿線・駅周辺に広がる個性豊かなまちなみづくりを進めます ④人々が織りなす賑わいや文化のかおりを伝えます	③住宅都市の魅力を高める景観形成 ④目黒区のイメージ向上としての景観形成  良好な景観形成に関する方針 ①豊かな自然環境や歴史とふれあえる街づくり ②身近な生活空間の魅力の向上 ③地域の特徴を活かした街並みづくり	<ul><li>②区民が世界に誇れるおもてなしの心を育む風格ある景観まちづくり</li><li>③生活の場としての親しみとやすらぎのある景観まちづくり</li><li>④区民等とともに考え・創成するすみだらしい景観まちづくり</li></ul>	④地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む ⑤区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する
	地域別(ゾーン別)の景観まちづくりの方向性 ・区内を14 ゾーンに分け、ゾーンの特徴と景観まちづくりの方向性、景観特性を示している (上井草、下井草、西荻北、西荻南、荻窪北、荻窪南、阿佐谷、成田、高円寺、和田・堀ノ内、高井戸西、高井戸東、永福、方南・和泉)	④楽しく歩ける道づくり ⑤イメージしやすく、わかりやすい街づくり	景観まちづくりの基本方針	
景観形成基準	-般地域 *景観形成重点地区以外の地域。市街地特性別に景観づくりを行う。市街地特性により4つに区分し、それぞれに方針を示し、共通の基準を設定・住宅地系(低密度住宅地、中低密度住宅地)・商業地系(駅周辺等の商業地、幹線道路沿道) #観形成重点地区(水とみどりの景観形成重点地区) *重点的に景観づくりを進める地区を景観形成重点地区に指定し、基準を設定。 <景観形成重点地区> ・善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区・玉川上水沿い周辺地区	全区における景観誘導 ①基本基準(市街地特性に応じた基準) *区全域を市街地特性に応じて3つの地域に区分し、それぞれの地域に対応した基準を設定・「住宅地」「住工混在地」「商業地」 ②立地基準(景観資源等の周辺で配慮すべき基準) *公園や歴史的資源など、区の顔となる景観資源の周辺で建築行為等を行う場合の基準 〈立地特性に応じた基準を定める場所〉・歴史資源周辺・・対園周辺・・緑道周辺・・幹線道路等沿道・広域生活拠点周辺 ・精定区域における景観誘導 *重点的に景観形成を推進する区域を特定区域として位置づけ、個別の方針や基準を設定①景観軸特定区域・自黒川沿川景観軸特定区域・由手通り沿道景観軸特定区域・自黒通り沿道景観軸特定区域・自黒通り沿道景観軸特定区域・自黒通り沿道景観軸特定区域・自黒通り沿道景観軸特定区域・自黒通り沿道景観軸特定区域(現在は、基準なし)②景観街づくり特定区域・住民の街づくりの機運の高まりにあわせて区域指定(現在は無し)	-般地域 *区全域のうち、特定区域以外の区域を一般地域とし、基準を設定 ①北部地域 ②南部地域 特定区域 *先導的に景観まちづくりに取り組むべき、または既に取り組んでいる区域を指定し、基準を設定。①景観軸・水と緑の景観軸・コミュニティ景観軸・新タワーの眺望軸・景観ネットワーク②景観拠点・都市景観拠点・歴史・文化景観拠点・歴史・文化景観拠点・歴史・文化景観拠点・歴史・文化景観拠点・歴史・文化景観拠点・歴史・文化景観拠点・歴史・文化景観拠点	- 般基準 * 区全域を対象にした共通の基準